

京都市告示第 2 4 7号

京都市梅小路公園条例第 4 条第 2 項の規定に基づき、庭園の供用時間を次のとおり臨時変更します。

令和 8 年 7 月 1 7 日

京都市長 松 井 孝 治

開園時間を令和 8 年 7 月 2 5 日から同年 8 月 2 3 日までの間「午前 9 時から午後 5 時まで」を「午前 9 時から午後 6 時まで」に臨時変更します。

(建設局みどり政策推進室)